

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆仮想通貨への投資、もうかるはずが…
- ◆東北初の適格消費者団体が誕生しました！
- ◆花火によるやけどに注意
- ◆消費生活セミナーを開催します



2017

7 July
月号

第 88 号

仮想通貨への投資、もうかるはずが…



【こんな事例がありました】

趣味の会で知り合った人に勧められて、1年前に仮想通貨への投資の説明会に行った。「仮想通貨を購入すると価値が上がる」と言われ、約90万円振り込んだ。「1年経ったら会社が買い取る」と言われていたが、業者と連絡が取れない。返金してもらいたい。

★アドバイス★

- 知人から説明会やセミナー等に誘われ、売却利益を目的に仮想通貨を購入したところ、もうかるどころか支払ったお金も戻ってこないという相談が寄せられています。
- 仮想通貨は、価格が急激に低下するなどのリスクがあり、将来必ず値上がりするものではありません。仕組みや取引に伴うリスク等がよく分からなければ決して契約しないでください。
- 不安を感じたときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。



©宮城県・旭プロダクション



★188（いやや！）泣き寝入り 消費者ホットライン★

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
1人で悩まず相談しましょう！



東北初の適格消費者団体が誕生しました！

平成29年4月、「特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく」が、東北初の適格消費者団体に認定されました。

適格消費者団体とは？

適格消費者団体は、消費者と事業者との間に起こったトラブル等の情報を集め、消費者が不利益を受けないように、情報発信や事業者に対して改善を申し入れるだけでなく、適格消費者団体自身が、事業者に対して、直接の被害者の方々にかわって、不当な勧誘行為、不当な契約条項を使用することなどをやめるように裁判を起こすことができる権限を、法律に基づいて内閣総理大臣から与えられた団体です。



どんなことができるの？

事例1 自動車売買契約のキャンセル料



自動車販売・買取業者が、売主（消費者）が車の売買契約をキャンセルした場合、契約翌日の場合でも、代金の30%を買主（事業者）に支払うというキャンセル条項を定めていた。

適格消費者団体が是正を申し入れたが改善されないため、訴訟提起を行った結果、過大なキャンセル料条項が申入れの趣旨に従って改訂された。

事例2 通信販売…「お試し」のつもりが定期購入だった

インターネット通販で、「初回お試し購入 70%オフ」との記載があった。1回のお試しだと思い健康食品を購入したが、実際には最低5回の定期購入契約になっていた。しかも2回目以降の代金は値引きされていない金額だった。

適格消費者団体が、広告の改善を求めた結果、定期購入であることがわかりやすく明示されるよう改善された。



あなたの情報提供が、消費者被害の「防止」や「救済」へつながります

「消費者にとって一方的に不利な契約条項」「おかしいと思われる広告や表示」など、契約、勧誘、解約、広告等に関する消費者トラブルに関する情報を、「消費者市民ネットとうほく」までお寄せ下さい！

～情報提供・お問合せ先～

適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく
〒981-0933 宮城県仙台市青葉区柏木 1-2-40 プライツシティ柏木 702 号室
TEL：022-727-9123 FAX：022-739-7477
eメール：shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp

※ 「消費者市民ネットとうほく」は情報収集を目的としています。具体的な解決やご相談は、お近くの消費生活相談窓口にご相談下さい。

花火によるやけどに注意

もうすぐ夏本番！自宅や旅先でお子さんと花火を楽しむ方も多いでしょう。花火は楽しい反面、火薬や火を使うため、やけどなどの事故が起きることがあります。注意して遊びましょう。



©KANAGAWA2013

【事例1】

自宅の庭で花火をしていたところ、花火を持っていない方の手で、火がついているところを触ってしまった。火と接触した手や耳などにやけどをした。

【事例2】

花火が履いていたサンダルの隙間に落ちて、足をやけどした。

★アドバイス★

- 子どもは大人が予想もしない動きをすることから、花火をする際は保護者など大人が必ず付き添い、子どもの行動をよく観察し危険な行為はやめさせましょう。
- 火が移りやすい素材の服や、サンダルなどの露出が多い靴を避けるなど、服装にも注意が必要です。
- 本体やパッケージなどに記載されている注意事項を必ず守りましょう。



消費生活セミナーを開催します

参加
無料

若者の消費者教育を考える ～いまなぜ若者への消費者教育か～

日 時	平成29年8月8日(火) 午後1時から午後4時まで(開場12時30分)
場 所	宮城県行政庁舎2階講堂(地下鉄 勾当台公園駅より徒歩3分)
プログラム	<p>I 基調講演 「私たちの消費が未来をつくるーめざせ消費者市民！ー」 講師 公益財団法人消費者教育支援センター 総括主任研究員 柿野 成美 氏</p> <p>II 事例紹介 「インターネットに関する消費者被害 ～あなたのスマホにも潜む危険な罠～」 講師 仙台弁護士会 弁護士 男澤 拓 氏</p> <p>「消費生活に関する教科横断型授業実践事例」 講師 宮城県名取高等学校 教諭 武田 英子 氏</p> <p>「大学における消費者法の講義と消費者法ゼミナール」 講師 尚絅学院大学現代社会学科 准教授 栗原由紀子 氏</p>
定 員	200名 ※事前にお申し込みください。定員に達し次第締め切ります。
申込方法	電子メール又はFAXにて、下記申込先へお送りください。 「消費生活セミナー申込み」と記入し、 本文に(1)氏名(2)所属(3)連絡先電話番号を記入し送信してください。
申込先	宮城県環境生活部消費生活・文化課 相談啓発班
問合せ	TEL: 022(211)2524 FAX: 022(211)2959 電子メール: syoubuns@pref.miyagi.lg.jp

困ったとき、わからないときは…

相談
しよう!

消費生活センター 県民サービスセンター

気仙沼・本吉圏



気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター

0226-22-7000

仙台弁護士会
気仙沼法律相談センター
0226-22-8222

東部地方振興事務所
登米地域事務所
県民サービスセンター
0220-22-5700

仙台弁護士会
登米法律相談センター
0220-52-2348

東部地方振興事務所
県民サービスセンター
0225-93-5700

仙台弁護士会
石巻法律相談センター
0225-23-5451

栗原圏



北部地方振興事務所
栗原地域事務所
県民サービスセンター

0228-23-5700

北部地方振興事務所
県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会
古川法律相談センター

0229-22-4611

大崎圏



登米圏



石巻圏



仙台圏



仙南圏



宮城県消費生活センター

022-261-5161

仙台弁護士会
法律相談センター

022-223-2383

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター

0224-52-5700

仙台弁護士会
県南法律相談センター

0224-52-5898

消費者ホットライン

188 (嫌や!)

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。

その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話

#9110

相談受付時間

宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00
※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで (電話 022-211-2524)